

令和2年7月豪雨からの 復旧・復興に係る要望

令和2年（2020年）11月

熊 本 県

国におかれましては、「令和2年7月豪雨」の発災直後から、迅速な先遣隊の派遣やプッシュ型支援による食料供給など、政府一体となって災害応急対策に御尽力いただきましたことに対し、県民を代表して深く感謝申し上げます。

さらに、激甚災害指定や被災した地域を支援するための対策パッケージの早期決定など、被災地に対する政府の切れ目のない強力な御支援に、厚く御礼申し上げます。

今回の豪雨による河川の氾濫や土砂災害等により、10月末現在で、65名の尊い命が失われ、2名の方が行方不明となっています。また、家屋の被害は、現在把握しているだけで、全壊の住宅が1,476棟、家屋被害全体としては、7,000棟を超えており、いまだ300人を超える方が避難所での生活を余儀なくされています。加えて、道路、河川、鉄道、農地・農業用施設、保健医療福祉施設、学校施設等の損壊や山地の崩壊、さらには地域の生活を支える商工業や観光業、農林水産業等に甚大な被害が生じています。

さらに、熊本地震で傷ついたふるさと熊本を再び元の姿へと復活させるため、県民の皆様と創造的復興の歩みを進め、新型コロナウイルス感染症対策という新たな課題に全力で取り組んできた中での今回の災害は、これまでの歩みを大きく後退させることにもなりかねません。

この未曾有の災害に対し、本県は、専任組織である「球磨川流域復興局」を設置するなど、組織体制の強化を図り、流域市町村や被災された方々の意向をしっかりと把握したうえで、時間的緊迫性をもって「復旧・復興プラン」の具体化に向けた取組みを進めています。

本県としては、今回のような洪水被害を二度と生じ

させないという強い覚悟を持ち、引き続き、県、市町村、国、関係機関が一丸となり、全力で立ち向かって参りたいと考えております。

国におかれましては、被災地域の日も早い復旧・復興が実現できるよう、次の事項について特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

令和2年（2020年）11月9日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県議会議長 池田 和貴

目 次

1	令和2年7月豪雨からの復旧・復興に向けた特別な支援	1
	【総務省、財務省】	
2	ライフラインの早期復旧に向けた強力な支援	4
	【総務省】	
3	被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備	5
	【総務省、財務省、国土交通省】	
4	令和2年7月豪雨災害に伴う復興係数・復興歩掛の導入措置	8
	【国土交通省】	
5	球磨川流域の安全・安心の確保、及び豊かな恵みを楽しむ 治水対策の検討	9
	【国土交通省】	
6	鉄道の早期復旧に向けた支援	10
	【総務省、国土交通省】	
7	被災市町村の人員体制強化に向けた支援	12
	【総務省】	
8	社会福祉施設の復旧	13
	【厚生労働省】	
9	私立学校施設等災害復旧事業の拡充	14
	【文部科学省】	
10	医療・介護の一部負担金・利用料の免除等に対する財政支援	15
	【厚生労働省】	
11	被災企業等に対する復興支援の充実	16
	【総務省、経済産業省】	
12	廃棄物処理施設の復旧等に向けた支援	18
	【環境省】	
13	堆積土砂排除事業における採択要件の緩和	19
	【国土交通省】	
14	住宅適地に乏しい中での特別な措置による支援	20
	【内閣府、総務省、国土交通省】	
15	農林水産業の復旧・復興に向けた支援	21
	【総務省、財務省、農林水産省】	
16	教育・文化環境の早期復旧	23
	【総務省、文部科学省、国土交通省】	
17	被災した警察施設等の復旧に向けた財政支援	27
	【警察庁】	
18	観光業等に対する支援	28
	【農林水産省、経済産業省、中小企業庁、観光庁】	
19	球磨川流域における送電系統増強・新設	29
	【経済産業省】	
20	減免による地方税及び使用料・手数料の減収等による 歳入不足に対する特別な財政措置	33
	【総務省】	

1 令和2年7月豪雨からの復旧・復興に向けた特別な財政支援

【総務省、財務省】

要望事項

- 1 県及び被災市町村が、令和2年7月豪雨からの復旧・復興に向けた取組みが着実に実施できるよう、地方の財政負担の最小化と中期的な財源確保のための特別な財政支援をお願いしたい。
- 2 特に、今回の災害では、球磨川流域市町村は甚大な被害を受けており、今後、年内に策定予定の復旧・復興プランに掲げる安全・安心なまちづくりに向けた事業への国庫補助制度の創設、拡充及び補助率の嵩上げ、地方財政措置の拡充、さらに国庫補助制度では、弾力的かつきめ細かな対応が困難である部分に適切に対応するため、単独で実施する事業への特別交付税措置等をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 現状・課題等

- 本県では、令和2年7月の豪雨災害により、多くの尊い命が失われるなど甚大な被害が発生し、現在、一日も早い被災地の復旧・復興に全庁を挙げて取り組んでいる。熊本地震からの復興途上にある中、新型コロナウイルス、そして今回の豪雨災害と、トリプルパンチに見舞われている状況。
- 県では、災害発生直後から災害救助活動、公共土木施設等の復旧、漂流・漂着物の撤去や、鉄道の被災に伴う通学者支援など、応急復旧等に取り組むとともに、被災市町村に対しては国庫補助対象外となる家屋内の土砂撤去への補助など、積極的に支援してきている。
- そうした中、財政調整用4基金の残高は、9月補正予算編成後に、ゼロとなった。国庫補助の嵩上げや拡充、手厚い地方財政措置が実現し、県の負担の最小化が図られる見込みだが、今後、熊本地震関連事業に係る県債の償還が本格化するとともに、今回の豪雨災害関連事業に係る県債の償還も増加。さらに、新型コロナウイルス感染拡大による県経済や税収への影響も不透明であるため、決して楽観視できる状況にない。
- 被災市町村では、発災以降、避難所運営や罹災証明書の交付などの応急対応に取り組んできたが、今後、災害関連事業の実施が本格化する。災害廃棄物処理など順次、必要な地方財政措置の拡充が図られているが、新型コロナウイルスの影響もある中、財政基盤が脆弱な市町村であっても躊躇なく災害関連事業に取り組めるよう、財源を確保する必要がある。

2 現行制度及び要望内容

国庫補助制度の創設、拡充及び補助率の嵩上げに関しては、個別に要望(別途掲載)としているため、連動する共通的な地方財政措置を中心に、以下のとおり整理。

- ① 被災した多くの企業・事業者の生業再建を支援するための「なりわい再建支援補助金」については、工事事業者の不足や公共事業の進捗状況等によって、今年度中の竣工が困難となるケースが想定されている。次年度以降も着実な予算確保とともに、地方負担に対する災害対策債(充当率100%、元利償還に対する交付税措置率95%)発行を継続いただきたい(「被災企業等に対する復興支援の充実について」で再掲)。
- ② 本県及び被災市町村では、新型コロナウイルス感染症の収束が見通しづらく、県経済への影響

も不透明な状況にあり、大幅な税収の減少が懸念される。また、今後、熊本地震に係る県債の元利償還が本格化する見込みであり、今回豪雨災害関連県債の元利償還が重なることで、毎年度の公債費負担の増加により厳しい財政運営を強いられる可能性がある。そのため、災害復旧事業債等の償還期限を延長していただきたい。

③ 歳入欠かん債(100-47.5~85.5)については、元利償還額の多寡によって交付税措置率がより有利になる制度であるが、毎年の元利償還額を抑制する場合、結果として、交付税措置率の上昇の恩恵を享受できない。そのため、②の措置を講じる場合には、熊本地震と同様に交付税措置率の下限を75%としていただきたい(「減免による地方税及び使用料・手数料の減収等による歳入不足に対する特別な財政措置」で再掲)。また、被災者の状況から次年度以降も減免措置を継続する場合は、当起債の発行を継続して認めていただきたい。

④ 公共土木施設や3セクが運営する鉄道等で活用する「補助災害復旧事業債」について、著しく異常かつ激甚な非常災害であり、財政運営に特に著しい支障が生じかねず、過年の充当率は、現年と同率としていただきたい(「鉄道の早急復旧に向けた支援について」、「被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備」で再掲)

⑤ 宅地内の堆積土砂に関しては、生活環境の悪化や住宅被害の重篤化につながる恐れがあることから、国庫補助制度である堆積土砂排除事業「直接排除」等を被災市町村が有効に活用して早期の復旧につなげている。一方で、市町村による事業の実施にあたって補助対象とならない部分について、一般単独災害復旧事業債などの地方債が活用できず、財政負担が大きくなるため、市町村が躊躇なく取り組めるよう、県として積極的に財政支援を行うこととしている。このような取り組みを踏まえ、国庫補助の対象拡大や特別交付税における御配慮をお願いしたい。

また、球磨川流域における被災の大きさに鑑み、既存の国庫補助制度では、弾力的かつきめ細かな対処が困難である部分に適切に対応するため、別途特別交付税で措置された復興基金を財源とした熊本地震復興基金事業を参考に、単独事業として、各種支援策を実施することとしている。県及び被災市町村では財政負担が大きいため、特別交付税において特段の配慮をいただきたい。

(主な事業)

被災宅地復旧支援事業、住宅再建支援事業、農地等農業者生活支援事業、地域水道支援事業、農家の自立復旧支援事業 など

⑥ 鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助においては、地方負担が前提とされており、財政的な負担が極めて大きく、地方債が充当できないため、単年度の負担が大きい。そのため、復旧費が多額となる可能性が高いことを念頭に、国庫補助の更なる充実及び鉄道軌道整備法の改正等による地方債の特例の適用の実現に向けて御配慮いただきたい(「鉄道の早急復旧に向けた支援について」で再掲)。

⑦ 被災した農業者が、農業用ハウスの再建等に際して、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」を措置いただくとともに、地方が上乗せ補助する場合には、負担軽減のため、7割を特別交付税で措置いただいているが、復旧に時間を要することが想定されるため、次年度以降においても、国庫補助に係る予算確保とともに、所要額について、特別交付税を確実に措置していただき

たい(「農林水産業の復旧・復興に向けた支援について」で再掲)。

- ⑧ 年内に策定予定の復旧・復興プランに掲げる安全・安心な復興まちづくりに向けた事業への国庫補助制度の創設、拡充及び補助率の嵩上げ、地方財政措置を拡充していただきたい(「球磨川流域の安全・安心の確保及び豊かな恵み可以享受できる治水対策の検討」(仮)で再掲)

項 目	現行制度等	要望内容
①災害対策債(100-95)発行の継続	【令和2年7月豪雨の特例】 令和2年度中の発行	次年度以降の発行の継続
②災害復旧事業債等の償還期限の延長	例) 補助、直轄、一般単独災害復旧事業債 → 10年償還(うち、据置2年)	例) 補助、直轄、一般単独災害復旧事業債 → 20年償還(うち、据置5年)
③歳入欠かん債(100-47.5～85.5)発行の継続及び交付税措置率の拡充	【令和2年7月豪雨の特例】 ・令和2年度中の発行 ・交付税措置率 47.5%～85.5%	・次年度以降の発行の継続 ・交付税措置率の拡充 75%～85.5%
④補助災害復旧事業債(100-95)の過年災の充当率の拡充	・公共土木施設 → 90% ・農地・農林漁業施設 → 80%	※現年災と同率(充当率の拡充) ・公共土木施設 → 100% ・農地・農林漁業施設 → 90%
⑤国庫補助の隘路となるニーズを単独事業で実施する場合の財政支援	—	特別交付税などによる地方財政支援措置の拡充
⑥鉄道復旧への地方債の特例	特別交付税措置(5割)	鉄道軌道整備法の改正等による地方債の特例の適用
⑦翌年度に繰り越しで実施する事業への確実な特別交付税措置	【令和2年7月豪雨の特例】 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 → 特別交付税措置(7割)	次年度以降も特別交付税措置(7割)の確実な措置
⑧安全・安心な復興まちづくりに向けた事業への財政支援	—	国の補助制度に連動した地方措置の拡充(補正予算債(100-80))の積極活用を含む)

2 ライフラインの強靱化に向けた強力な支援

【総務省】

要望事項

- 1 八代・人吉間の情報通信ネットワークの強靱化に向けた対策への支援をお願いしたい。
- 2 自治体整備による情報通信基盤設備の民間移行に関する支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況

- 今回の豪雨災害では、西日本電信電話株式会社が既設していた国道219号及び五家荘・五木村の2つの通信ルートがともに断線し、人吉球磨圏域の固定電話、インターネットサービス等が4日間停止した。
- 7月7日に五家荘・五木村ルートが復旧し、9月12日に国道219号の仮設復旧に伴い、通信ルートも復旧したが、この2つのルートだけでは、災害による途絶のリスクは依然として高い。
- また、人吉球磨地域では、多くの自治体が自設でインターネットサービスやケーブルテレビ、地上デジタルテレビ放送の転送サービス等を行っており、今後の災害に対する備えへの懸念がある。

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
八代・人吉間の情報通信ネットワークの強靱化	—	・人吉球磨の災害時の安定的な通信ネットワークの確保に向けたNTTの取組みへの支援
自治体整備による情報通信基盤設備の民間移行	・災害時の迅速な復旧や老朽化した装置の維持等に懸念があり、民間移行を希望する自治体も多い。 ・しかし、費用の問題から、移行が進んでいない。	・今後の災害を見据え、公設の情報通信基盤の民間移行を希望する市町村への支援

3 被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備

【総務省、財務省、国土交通省】

要望事項

- 1 被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備（公共土木施設等の災害復旧等）に係る予算の総額確保をお願いしたい。
- 2 被災した地域の早期の復旧・復興に向け、直轄代行による球磨川に架かる橋梁 10 橋並びに球磨川兩岸の国道・県道・市町道約 100 kmの災害復旧事業及び球磨川中流域 9 支川の災害復旧事業の一日も早い完成をお願いしたい。
- 3 災害時の現場対応や自治体支援において大きな役割を担う国（地方整備局等）の人員体制の充実・強化を図っていただきたい。
- 4 佐敷川などの災害復旧における「改良復旧事業」の積極的な採択をお願いしたい。
- 5 「補助災害復旧事業」の次年度以降の起債充当率の拡充をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況

- 本県では、7月3日から4日にかけて広範囲に降った大量の雨が球磨川に流れ込み、大氾濫を引き起こし、道路の寸断、橋梁が流出するなど県南地域をはじめとする地域で、甚大な被害をもたらした。

河川、道路、砂防、港湾、海岸、下水道、都市公園といった公共土木施設等が4,700箇所以上と広範囲に被災し、被害額は約1,450億円に及んでいる。

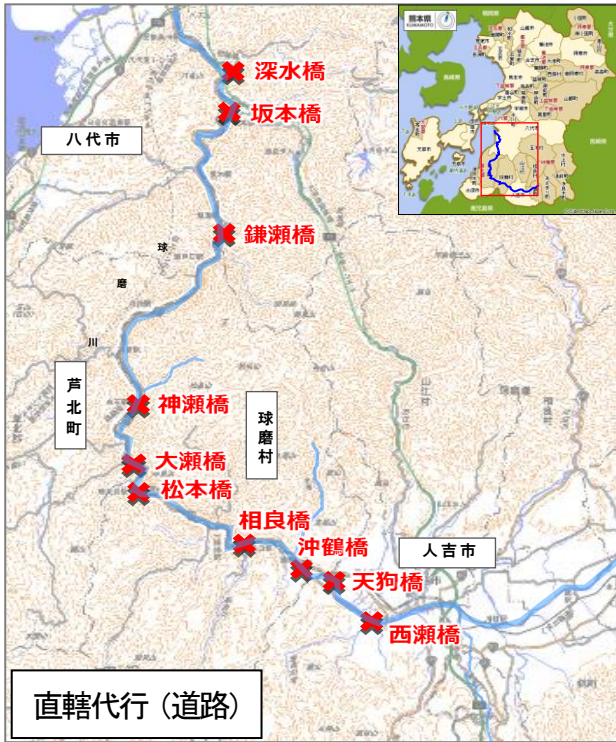
また、球磨川に沿う国道219号、県道人吉水俣線等の道路決壊や、球磨川を渡河する橋梁10橋の流出による道路交通遮断及び中流域の9支川の河道の閉塞や河岸の損壊など、甚大かつ広範囲な被害が発生した。

- 佐敷川（芦北町）では、大量の洪水が町中心部等の約300haに流れ込み、床上及び床下浸水が約1,400戸生じた。この浸水範囲には、芦北町役場、芦北警察署、水俣芦北広域消防署等の防災を担当する官公庁や、避難所となっている芦北高校、地元小中学校等が含まれるなど芦北町中心部の機能を喪失する状態となった。

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
① インフラ整備（公共土木施設等の災害復旧等）の予算の総額確保	—	予算の総額確保
② 【国の権限代行事業】 ・橋梁災害復旧事業（10橋） ・道路災害復旧事業 （国道219号、県道人吉水俣線 他） ・球磨川中流部支川（9支川）	—	一日も早い完成
③ 国（地方整備局等）の人員体制	—	人員体制の充実・強化
④ 【改良復旧事業】 ・佐敷川など	—	「改良復旧事業」の積極的な採択
⑤ 「補助災害復旧事業」の次年度以降の起債充当率の拡充	現年：100% 過年：90%	次年度以降の起債充当率の拡充

- ① 今回の豪雨により被災した公共土木施設等については、今後、復旧事業等が本格化していく。復旧・復興を真に実現するためには、被災地域の経済を支え、観光地域へのアクセスを強化する道路整備や、被災地域の安全安心を確保する河川管理施設等のインフラ整備が不可欠である。そのため、迅速な復旧・復興に必要となる予算の総額確保をお願いしたい。
- ② 令和2年7月豪雨で被災した球磨川に架かる橋梁 10 橋並びに球磨川兩岸の国道・県道・市町道約 100 kmについては、国において、いち早く道路法に基づく直轄権限代行業業として復旧事業に取り組むことを決定いただき、復旧工事にご尽力いただいている。
- これまでのところ、8月11日には八代市～人吉市間の球磨川沿いの啓開ルートの整備が完了し、地元車両や緊急車両の通行が可能となるとともに、9月4日には人吉市にある西瀬橋で仮橋の設置工事が完了し、通学や生活道路としての機能を確保いただいたところである。
- この球磨川に架かる橋梁並びに兩岸の道路は、地域住民の重要な生活道路であるとともに、物流や観光産業を支える重要な道路であるため、1日も早い完成をお願いしたい。
- また、球磨川中流域の9支川については、7月28日に着手した河川の土砂・立木撤去や河岸防護、土砂止めの設置等の緊急的な対策を9月30日に完了させるなど、迅速に対応していただいたところである。引き続き、被災前の河道確保や被災施設の復旧を実施していただいております、1日も早い完成をお願いしたい。
- ③ 国土交通省においては、全国各地で大規模災害が頻発し、人員体制が厳しいにもかかわらず、熊本地震の際と同様に多くの職員を本県に配置していただいている。
- 今後も大規模な災害発生が想定される中、災害時の現場対応や我々地方自治体の支援に大きな役割を担う、国土交通省職員の人員体制の充実・強化を図っていただきたい。
- ④ 令和2年7月豪雨災害から復旧・復興を真に実現するためには、再度災害を防止する観点から公共土木施設等の原形復旧の災害復旧事業のみならず、住民の将来の安全・安心を確保するために、佐敷川などの災害復旧における「改良復旧事業」の積極的な採択をしていただきたい。
- ⑤ 現在、本格復旧に向け国の災害査定を鋭意受けており、今後、復旧工事を進め、一日も早い完成を目指しているところである。一方で、被害箇所が膨大であり、地形条件も厳しいことから、一部においては本年度中の復旧工事の着手が難しい状況にある。また、今回被災した地域には財政力の乏しい市町村が多いため、今後の財政運営に著しい支障を生じる可能性がある。
- そのため、令和2年7月豪雨による「補助災害復旧事業」の施行に当たっては、令和2年7月豪雨を著しく異常かつ激甚な非常災害により、財政運営に特に著しい支障が生じるおそれがあるものとし、次年度以降の起債充当率の拡充をお願いしたい。



■令和2年7月浸水状況 (芦北町 佐敷川)



4 令和2年7月豪雨災害に伴う復興係数・復興歩掛の導入措置

【国土交通省】

要望事項

復旧・復興工事発注量の増大に伴う調達環境の悪化への対応として、令和2年7月豪雨災害に伴う復興歩掛・復興係数の導入措置をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況

○ 令和2年7月豪雨の被害状況（熊本地震との比較）

- 令和2年7月豪雨による公共土木施設被害額は、平成28年熊本地震を上回っている。
- 「激甚災害に対処するための特別の財政援助法に関する法律」に基づく「激甚災害（本激）」や「大規模災害からの復興に関する法律」に基づく「非常災害」に指定されるなど、災害の規模としても熊本地震と同規模である。

	熊本地震(H28年4月)		令和2年7月豪雨	
	県全体	うち阿蘇、上益城地域	県全体	うち八代、芦北、球磨地域
公共土木施設被害額 (県・市町村)	1,379億円	1,204億円	1,452億円	1,233億円

※国、熊本市及びJRの施設被害は含まない

○ 熊本県南地域（八代・芦北・球磨）の交通状況

- 幹線道路の至る所で通行規制が発生しており、全面通行止めによる迂回や狭隘道路の通行、片側交互通行による信号待ち等が生じている。
- そのため、復旧工事の資機材の運搬において、八代～球磨村間の所要時間は、被災前と比べて約1.5倍の時間を要している。（被災前54分→被災後81分：+27分）



(国道219号 鎌瀬橋)
幹線道路の橋梁が流出



(国道219号)
片側交互通行箇所での信号待ち



(球磨村村道 神瀬大岩線)
狭隘・急勾配箇所での離合

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
復興係数・復興歩掛の導入	熊本地震災害に伴う復興係数・復興歩掛の適用	新たに令和2年7月豪雨災害に伴う復興係数・復興歩掛の導入。 復興歩掛：日当たり標準作業量 土工20%低減 復興係数：共通仮設費 1.4 (県南地域) 1.1 (その他の地域) ：現場管理費 1.1

		東日本大震災	<H29.2.1～継続中> 熊本地震	《今回要望》 令和2年7月豪雨
復興係数 間接工事を 補正	対象工種	全ての土木工事	全ての土木工事	全ての土木工事
	対象地域	被災3件(岩手・宮城・福島)	熊本県内	熊本県内
	補正係数	共通仮設費 1.5 現場管理費 1.1	共通仮設費 1.4(阿蘇・上益城) 1.1(その他県内) 現場管理費 1.1	共通仮設費 1.4(県南地域(八代・芦北・球磨)) 1.1(その他県内) 現場管理費 1.1
復興歩掛 歩掛の日当たり 標準作業量 を補正	対象工種	土工、コンクリート工	土工	土工
	対象地域	被災3件(岩手・宮城・福島)	熊本県内	熊本県内
	補正率	土工：標準作業量を20%低減 コンクリート工：標準作業量を10%低減	土工：標準作業量を20%低減	土工：標準作業量を20%低減

5 球磨川流域の安全・安心の確保、及び豊かな恵みを楽しむことができる治水対策の検討

【国土交通省】

要望事項

今回の豪雨により球磨川流域を中心に多くの氾濫箇所で大規模な災害が発生したことから、将来に向かって流域住民が生命の危機に晒されることなく安全・安心が確保され、さらには、球磨川の豊かな自然の恩恵を引き続き享受できるよう、国、県、流域市町村で構成する「球磨川流域治水協議会」での治水対策の検討に、引き続きご尽力いただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況

- 今回の令和2年7月豪雨では、球磨川流域を中心に、熊本県南部の広範囲に400mmを超える雨が降ったことで、球磨川の人吉市中心部及び山間狭隘部の球磨村、八代市（旧坂本村）及び芦北町に大規模な氾濫が発生した。
- 特に、人吉市街地では、球磨川本川のみではなく、本川の水位が高いことによるバックウォーター現象によって支川の山田川等の堤防からも氾濫し、浸水被害を拡大させた。
- その結果、球磨川流域で1,020haに及ぶ戦後最大と言われる甚大な浸水被害が発生し、50名の人命と多くの財産が失われた。



■浸水状況（人吉市街地）



■被災状況（球磨村渡地区）



2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
球磨川流域	国、県、流域市町村で構成する「令和2年7月球磨川豪雨検証委員会」において、今回の豪雨に関する科学的かつ客観的な検証を実施	県、流域市町村と連携し、時間的緊迫性を持った治水対策の検討

6 鉄道の早期復旧に向けた支援

【総務省、国土交通省】

要望事項

- 1 被災したJR肥薩線、くま川鉄道及び肥薩おれんじ鉄道の復旧に対する支援及び必要な予算額の確保をお願いしたい。
- 2 鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助においては、地方負担が前提とされ財政的な負担が極めて大きいことから、国庫補助の更なる充実や同法の改正等による地方負担への地方債の特例の適用など財政支援の拡充をお願いしたい。
- 3 くま川鉄道不通区間の代替輸送に関し、鉄道事業者の負担の最小化を図るため、代替バス運行経費に対する財政的支援の継続をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況

○JR肥薩線

- ・被災件数 450件
- ・鎌瀬駅～瀬戸石駅間 球磨川第一橋梁（L=205m）流出
- ・那良口駅～渡駅間 第二球磨川橋梁（L=179m）流出
- ・鎌瀬駅～渡駅間で数多くの土砂流入・道床流出等が発生

○くま川鉄道

- ・人吉温泉駅（土砂流入、線路冠水、車両浸水）
- ・球磨川第四橋梁（L=322m）流失（川村駅～肥後西村駅間）
- ・川村駅（土砂流入、道床流出）複数の箇所土砂流入

○肥薩おれんじ鉄道

- ・鉄道施設関係 築堤崩壊、道床流出、大規模土砂流入など76カ所
- ・電気設備関係 冠水、土砂流出、土砂埋没など16件
- ・7月13日に水俣～出水間、8月8日に佐敷～水俣間で運行を再開し、11月1日全線運行再開

※代替輸送の実施状況

- ・くま川鉄道：上下各6～7本（平日）、大型バス10台・小型バス3台運行。
令和2年7月20日運行開始（当面の間） 沿線4校・約850名の生徒利用
- ・肥薩おれんじ鉄道：上下各8～9本（平日）、大型バス8台運行
令和2年7月20日～10月31日 沿線10校・約350名の生徒利用

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
①被災した鉄道の復旧に対する支援	—	復旧に向けた技術的支援及び財政的支援
②鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助に係る地方負担	非適債 特別交付税措置50%	地方債の適用などの財政支援拡充
③代替バス運行経費への補助	1/3補助（R元年度限り） （2019年10月台風19号被災における上田電鉄支援（長野県））	次年度以降の財政的支援継続

- ① JR肥薩線については、JR九州が復旧方針等について検討を行っているが、復旧費用は100億円を超えJR九州発足以来最大の被害であり、鉄道事業者単独での復旧は困難と見込まれることから、国を挙げた全面的な支援が必要である。

くま川鉄道については、鉄道としての復旧を目指すことを決定し、「くま川鉄道再生協議会」を設立し全線復旧に向けた協議を行うこととしているが、橋梁の復旧には多額の費用が見込まれることから、復旧に向けての技術的支援及び財政的支援が必要である。

肥薩おれんじ鉄道については、11月1日に全線復旧することから早急な財政的支援が必要である。
- ② JR九州への災害復旧費補助については、地方負担が前提とされているが、地方財政法第5条により起債の発行が認められていない。そのため多額の一般財源が必要となるが、特別交付税措置が50%であるため、財政負担が極めて大きい。
- ③ 「被災者の生活と生業の再建に向けた政策パッケージ」において「代行バスへの支援」が明記されたが、くま川鉄道の復旧には複数年見込まれることから、次年度以降も代替バス運行を継続する見込みである。

7 被災市町村の人員体制強化に向けた支援

【総務省】

要望事項

役場機能が毀損した球磨村をはじめとする被災市町村の再生に向け、人員体制強化のため、引き続き人的支援等を講じていただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況等

○ 復旧・復興には相当な期間と多額の経費を要し、特に小規模市町村においては、その影響が甚大であるため、県では職員派遣等による継続的な支援を行うこととしている。

さらに、県内市町村や九州地方知事会から応援職員の派遣が決定ないし予定されているものの、県内外で発生している大規模災害対応のため、土木技術職員をはじめとした応援職員の確保が困難な状況となっている。

(主な被災地における被害額・技術職員数)

被災市町村	公共土木施設被害額(※1)	技術職員数(※2)
球磨村	27,807百万円	2人
芦北町	24,365百万円	4人
人吉市	21,444百万円	19人

(※1) 第27回令和2年7月豪雨に係る熊本県災害対策本部会議資料より

(※2) 土木部門における係長以下の職員数(熊本県市町村課聞取り)

(被災地における中長期応援職員派遣の状況(令和2年10月26日時点)) (人)

被災市町村	要望数	派遣数	被災市町村	要望数	派遣数
八代市	9	5	湯前町	4	—
人吉市	45	24	水上村	—	—
南小国町	1	1	相良村	1	1
小国町	4	1	五木村	—	—
芦北町	15	9	山江村	—	—
津奈木町	1	1	球磨村	37	21
錦町	—	—	計	117	63

・要望数は今後の災害査定による事業費の確定等により減少する可能性がある。

・未充足については、各自治体において任期付職員採用等による対応を予定している。

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
被災市町村の人員体制強化	要望数：117人 派遣数：63人	中長期の人的支援

○ 国においては、今年度から施行された「復旧・復興技術支援職員確保システム」などにより順次応援職員の派遣をいただいているところであるが、早急な復旧・復興のためには、さらなる職員の確保が必要であるため、引き続き令和3年度においても中長期の人的支援等をお願いする。

8 社会福祉施設の復旧

【厚生労働省】

要望事項

甚大な被害を受けた社会福祉施設においては、現地での建替えが困難な状況にあるなど、再建に向けては時間を要することから、必要な予算の確保等について、特段の配慮をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況

(1) 再建先の目途が立っていない被災施設

施設名	発災前所在地	現在の状況
特別養護老人ホーム 千寿園	球磨村	入所されていた方々は、県内各地の特別養護老人ホームや介護老人保健施設等で生活中
就労支援センター 御幸	球磨村	人吉市内へ仮移転中
川岳保育園	八代市	八代市内の小学校跡地へ仮移転中
わかあゆ保育園	八代市	八代市内の小学校跡地へ仮移転中
なつめ保育園	相良村	相良村内の他の施設を間借りして仮運営中

(2) 特別養護老人ホーム千寿園の状況

- 熊本県球磨村は、人口約3,400人、高齢化率44%という状況の中、令和2年7月豪雨により、唯一の高齢者の入所施設である特別養護老人ホーム千寿園が甚大な被害に遭い、入所されていた14名の方が亡くなられた。
- また、生存されている約50名の方も、今なお県内各地の特別養護老人ホームや介護老人保健施設等で生活されている状況にあり、これらの方々及びその御家族は、球磨村に戻りたいという意向を示されている。
- しかしながら、千寿園が立地していた地点は、国土交通省が作成した浸水区域図によると10～20m未満浸水することも想定されており、現地での建て替えは困難な状況。また、別地での再建を目指すにしても、現時点において、すぐに建設可能地を選定できる状況にない。
- そのため、移設や仮設施設の整備が必要となることが想定されるとともに、村内での本格的な再建までには相当の時間を要する。

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
社会福祉施設の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助事業の採択に当たっては、復旧する地点や施設の形状・寸法等が決定していることが原則 ・原形復旧(※)が原則 ※被災前の位置に現施設と形状・寸法及び材質の等しい施設により復旧すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧する詳細な地点や施設の形状・寸法等が決定していない段階でも、国庫補助協議に対応いただき、事業を採択いただくなど、特段の配慮をお願いしたい。 ・また、事業の再開に向けて、まずは仮設施設の整備が必要となる場合は、その所要額を確保していただきたい。

9 私立学校施設等災害復旧事業の拡充

【文部科学省】

要望事項

被災した私立幼稚園等の復旧に要する経費に対する補助率の見直しをお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況

施設名	所在地	被害状況	復旧費所要額
ほくぶ幼稚園	熊本市	床上浸水（全面改修）	29,918 千円
第二四ツ山幼稚園	荒尾市	床上浸水（2階まで浸水）	30,000 千円
青井幼稚園	人吉市	床上浸水	3,000 千円
人吉中央幼稚園	人吉市	土砂被害	1,000 千円

- 令和2年7月豪雨により私立幼稚園等も被害を受けたが、運営の主たる収入を納付金、経常費補助金、給付費で賄っている学校法人等においては、豪雨により多大な被害を受けた園舎等の災害復旧を図るには、経済的負担が大きい。
- また、平成24年に子ども・子育て支援法が施行され、保育所と幼稚園は幼保一元化が進み、認定こども園へ移行する施設も多く、幼稚園も保育所等と同様に保育の一部を担っている状況にある。
- そのため、私立学校施設等災害復旧事業の補助率 7/12 について、保育所等の災害復旧の補助率 9/12（3/4）と同等の補助率となるよう見直しをお願いしたい。

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
私立学校施設等災害復旧事業補助率	国補助 7/12 私立幼稚園等負担 5/12	国補助 9/12（3/4） 私立幼稚園等負担 3/12（1/4） ※保育所等の災害復旧と同等の補助率

10 医療・介護の一部負担金・利用料の免除等に対する財政支援

【厚生労働省】

要望事項

- 1 被災した被保険者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金免除、介護保険制度のサービス利用料免除に係る財政支援について、熊本地震と同等の期間まで延長していただきたい。
- 2 被災した被保険者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療制度、介護保険制度の保険料（税）減免に係る財政支援について、熊本地震と同等の期間まで延長していただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況

【10月30日現在】

全壊：1,476棟、半壊：3,057棟、一部損壊：1,876棟

床上浸水：744棟、床下浸水：637棟

死者数：65名、行方不明者：2名

2 現行制度及び要望内容

- 7月豪雨によって、住家の全半壊等の被害を受けた被保険者に対して、保険者が国民健康保険及び後期高齢者医療制度、介護保険制度における一部負担金・利用料等を免除した場合、国において免除額に対する財政支援を講じていただいている。当該財政支援は、期限付きの制度となっているところであるが、熊本地震と同等の期間まで延長していただきたい。

項目	現行の財政支援期間	要望内容
一部負担金・利用料の免除に対する財政支援	令和2年12月末まで	熊本地震と同等の期間（※）
保険料（税）の減免に対する財政支援	令和2年度末まで	熊本地震と同等の期間（※）

※ H28.4.14～H29.9.30（約18ヶ月間）

11 被災企業等に対する復興支援の充実

【総務省、経済産業省】

要望事項

- 1 「なりわい再建支援補助金」及び「被災小規模事業者再建事業」について、本年度予算の繰越及び次年度以降の予算確保など今後も必要な財政支援及び地方財政措置を講じていただきたい。
- 2 「なりわい再建支援補助金」の補助対象外と整理されているいわゆる「スナック」などは、温泉や旅館と共に人吉市の街並みを形成する貴重な観光資源の一つである。そのような中で、テナントとして事業を営んでいる中で被災した状況であるため、当該事業者の再建に向けては、国の「持続化給付金」など新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者支援と同様に、補助対象としていただきたい。
- 3 「被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向けた対策パッケージ」に基づき、「なりわい再建支援補助金」に係る事業者負担分について、融資の実質無利子化等の支援を行っていただきたい。
- 4 「商店街災害復旧等事業」について、仮施設用地の賃借料や造成費、事業者が負担する街路灯の電気代等、県等が行う支援策に対する地方財政措置を講じていただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況

県南地域を中心に県内全域で約2,400社を超える事業者が被災したものと推計しており、その甚大な被害からの復旧・復興を促進するためには、今後も財政支援等が必要である。

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
①生業（なりわい）の再建に向けた補助制度	なりわい再建支援補助金 R2 予算措置 240億円	本年度予算の繰越及び次年度以降の財政支援等の継続をお願いしたい
	被災小規模事業者再建事業 R2 予算措置 113.5億円	次年度以降の財政支援を継続していただきたい
②なりわい再建支援補助金の補助対象事業者	風営法の許可対象事業者、いわゆる「スナック」及び当該事業者が入居している建物などが補助対象外	左記事業者を補助対象に追加していただきたい
③なりわい再建支援補助金の事業者負担への支援	現状、全国統一の実質無利子融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」の活用が可能	左記融資制度とは別に、被災企業等のために、融資の実質無利子化等を早急に実現していただきたい
④地域の商機能回復への支援	商店街災害復旧等事業 ・「仮施設整備支援事業」で仮施設用地の賃借料や造成費が助成対象外 ・「商店街復旧事業」で事業者が負担する街路灯の電気料が助成対象外	左記の助成対象外の事業費に対し、県等が行う支援策について地方財政措置を講じていただきたい

要望の詳細

- ① 令和2年7月豪雨により被災した多くの企業・事業者にとって、「なりわい再建支援補助金」及び「被災小規模事業者再建事業」は、被災した企業・事業者はもとより、被災地域経済の復旧・復興にとって、極めて有効な補助制度である。

しかし、本補助制度の申請を予定している被災事業者の中には、再度の災害を考慮して移転を伴う復旧を計画している事業者が存在すること、また、熊本地震の際と同様に工事業者不足によって復旧工事の順番待ちが発生する恐れがあることなどから、次年度以降の申請を行う被災事業者のために、必要な財政支援及び地方財政措置を講じていただきたい。また、「なりわい再建支援補助金」については、本年度予算の繰越をお願いしたい。

- ② また、現状、「なりわい再建支援補助金」の補助対象事業者にはならないとされている「特定の風俗営業事業者」のうち、いわゆる「スナック」などは、温泉や旅館と共に人吉市の街並みを形成する貴重な観光資源の一つである。そのような中で、テナントとして事業を営んでいる中で被災した状況であり、また、その多くは優良な納税者である。これらの事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上が激減する中、今回の豪雨災害で甚大な被害を受けており、雇用も含め生業の再建が大変厳しい状況にあり、当該事業者の再建に向けては、国の「持続化給付金」や「家賃支援給付金」の取扱いと同様に、補助対象としていただきたい。

- ③ さらに、「なりわい再建支援補助金」に係る事業者負担分については、「対策パッケージ」上、融資の実質無利子化等、被害実態に合わせた十分な支援を行うとされている。現状、被災事業者の多くは、全国統一の実質無利子融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」を活用しているが、取扱期間が令和2年12月31日信用保証協会受付分までとされている。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者支援とは別に、被災企業等のために、融資の実質無利子化等を実現する制度を早急に検討していただきたい。

- ④ 最後に、地域における商機能の早期回復のため、「商店街災害復旧等事業」で助成対象外となっている仮施設用地の賃借料や造成費、事業者が負担する街路灯の電気代等、県や市町村が行う支援策に対する地方財政措置を講じていただきたい。

12 廃棄物処理施設の復旧等に向けた支援

【環境省】

要望事項

- 1 廃棄物処理施設災害復旧事業における国庫補助率嵩上げ等の財政措置をお願いしたい。
- 2 災害等廃棄物処理事業における十分な予算確保及び補助対象経費の運用見直しをお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況

- ・廃棄物処理施設 1施設（人吉球磨広域行政組合 し尿処理施設）
 - ・全壊・半壊等の住家等家屋 全壊 1,476棟、半壊 3,057棟、床上浸水744棟
- ※R2.10.30現在報告分までの集計。（今後の調査により「床上浸水」が「全壊」又は「半壊」等となる可能性あり）

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
【廃棄物処理施設災害復旧事業】 ・国庫補助率嵩上げ等の財政措置	国庫補助1/2 及び地方財政措置	熊本地震と同等の財政措置 国庫補助（1/2→8/10） 交付税措置（47.5%～85.5%→95%）
【災害等廃棄物処理事業費補助金】 ・十分な予算確保及び補助対象経費の運用見直し	発災当初の被害報告に基づく予算措置	①最終的な被害状況に基づく真に必要な予算の確保
	補助対象の諸経費率は、15%以内（工事を伴う委託業務の場合）	②国土交通省所管の堆積土砂排除事業と同等の諸経費率の適用（15%以内→80%程度）
	工事を伴わない委託業務の諸経費は個別に積み上げ（率計上不可）	③工事の有無によらない諸経費の率計上

【廃棄物処理施設災害復旧事業】

- ・早期かつ円滑な廃棄物処理を行うため、熊本地震と同等の財政措置により地方負担の最小化を図っていただくようお願いしたい。

【災害等廃棄物処理事業費補助金】

- ① 被災当初の状況を基に「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」として予備費により予算措置されているところであるが、被害の全容が判明した時点で改めて算定し、真に必要な予算額の確保をお願いしたい。
- ② 土砂混じりがれきの撤去に係る国土交通省が所管する堆積土砂排除事業との一括発注スキームにより、事務の簡素化が図られた。しかしながら、省庁により補助対象となる諸経費の割合が異なり、発注事務の支障となっていることから、堆積土砂排除事業と同程度の諸経費率（工事費に応じ80%程度）の適用をお願いしたい。
- ③ 工事を伴わない委託業務に係る諸経費について、個別の積み上げが必要となっている。現場に応じて異なる経費を査定段階から詳細に積み上げる必要があり、発注事務において大きな負担となることから、迅速な事務処理のため、工事の有無に関わらず一定比率での諸経費の計上を認めていただきたい。

13 堆積土砂排除事業における採択要件の緩和

【国土交通省】

要望事項

堆積土砂排除事業に関し、被災市町村の財政負担の最小化を図るため、採択に係る集落地要件の緩和をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況

- 令和2年7月3日から4日にかけて、球磨川流域を中心に熊本県南部で広範囲に400mmを超える豪雨が発生し、「激甚災害に対処するための特別の財政援助法に関する法律」に基づく「激甚災害（本激）」や「大規模災害からの復興に関する法律」に基づく「非常災害」に指定されるなど、平成28年熊本地震と同規模の被害が発生。
- 今回の宅地への堆積土砂被害の特徴として、溪流沿いの狭隘な地形上のため被災宅地が隣接して10戸に満たない集落が多く点在するという地域特性と、また、大規模な法面崩壊や土石流と、河川氾濫が同時発生し、宅地を含め甚大な土砂等による被害をもたらした被災特性がある。
- また、被災市町村では高齢化、過疎化により土砂撤去等の共助が困難な集落も多く、さらには新型コロナウイルスの影響によるボランティア等の不足により、本事業を積極的に活用することで速やかに土砂等を撤去し、一日も早い生活再建の実現が望まれている。
- 本事業の採択要件では、土量要件に加えて都市計画区域外の採択には「被災戸数が10戸以上で、その10戸以上が隣接している場合」との集落地要件が定められている。今回、全ての被災6市町村で都市計画区域外における堆積土砂被災箇所を有しているが、要件対象外の宅地が多く存在している。

市町村名	都市計画区域内の宅地被災	都市計画区域外の宅地被災	宅地内堆積土量	被災戸数	内、集落地要件対象外戸数
人吉市	有	有	約20.5万m ³	約4,600戸	約50戸
八代市(旧坂本村)	—	有	約11.6万m ³	約420戸	約100戸
天草市	—	有	約0.4万m ³	13戸	—
芦北町	有	有	約20.8万m ³	約1,810戸	約160戸
津奈木町	—	有	約2.4万m ³	約110戸	約70戸
球磨村	—	有	約10.9万m ³	約450戸	約100戸
合計			約66.6万m ³	約7,400戸	約480戸

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
【堆積土砂排除事業】 採択要件の緩和	都市計画区域外の集落地要件は、「被災戸数が10戸以上であり、その10戸以上が隣接している場合」に事業対象。	被災市町村の地域特性及び被災特性を勘案した集落地要件の緩和

今回被災した地域は財政力が乏しい市町村が多い状況であるため、被災市町村が被災住民の生活再建を優先的に推進し、躊躇なく堆積土砂排除に取り組めるよう集落地要件の緩和により採択範囲を広げ、被災市町村の財政負担の最小化をお願いしたい。

14 住宅適地に乏しい中での特別な措置による支援

【内閣府、総務省、国土交通省】

要望事項

住宅適地に乏しい狭隘な地形が多い当該地域における安全・安心な復興まちづくりには、新たな宅地の造成や道路、公園・緑地などの生活インフラの整備等が不可欠であり、他の地域以上に費用負担が見込まれるため、特別かつ強力な財政措置を講じていただきたい。

【現状・課題等】

1 住宅被害の状況 (R2. 10. 30 9:00 現在)

(単位：棟)

	八代市	水俣市	芦北町	津奈木町	人吉市	相良村	山江村	球磨村	計
全壊	149	0	72	4	885	18	11	331	1,470
半壊	161	11	894	12	1,412	90	14	73	2,667
床上浸水	0	0	0	0	713	0	0	11	724
床下浸水	0	0	0	0	225	0	0	8	233

※「床上浸水」は、今後調査により、「全壊」「半壊」となる可能性あり

2 現在の課題

被災市町村においては、安全・安心な復興まちづくりと防災対策の充実を目標に、被災した地区・集落単位で生活再建に向けた意向確認を進めている最中である。

そして、球磨川治水対策の方向性を踏まえながら、年度内に復興計画を策定、更には、各種の復興まちづくり事業のうち、最善な方法による実施について検討を行うこととしている。

一方で、事業の実施には多額の財政負担が見込まれ、市町村の実施判断における大きな課題となっている状況。

被災自治体が躊躇なく、復興まちづくり関係事業に取り組めるよう、制度拡充や国庫補助率の嵩上げ及び地方財政措置の充実による負担軽減をお願いしたい。

3 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
防災集団移転促進事業における住宅団地の規模要件緩和	10戸以上の住宅団地 (一定要件で5戸以上)	災害時には、住宅団地の規模要件を緩和
都市防災総合推進事業、 小規模住宅地区改良事業	【都市防災総合推進事業】 国庫補助率1/2 又は1/3	国庫補助率の嵩上げ及び地方 財政措置の充実
	【小規模住宅地区改良事業】 国庫補助1/2及び地方財政措置	
宅地耐震化推進事業 (宅地嵩上げ安全確保事業)	・土砂災害による被災地区 ・国庫補助1/2及び地方財政措置	・浸水による被災地区を追加 ・国庫補助率の嵩上げ及び地方 財政措置の充実

15 農林水産業の復旧・復興に向けた支援

【総務省、財務省、農林水産省】

要望事項

令和2年7月豪雨からの農林水産業の早期復旧・復興に向けて、以下の事項をお願いしたい。

- 1 農林水産基盤の復旧・復興に必要な十分な予算確保と円滑な事業実施
- 2 被災農林漁業者の経営継続のための支援の充実

【現状・課題等】

1 被害の状況

令和2年7月豪雨による農林水産業への被害額は、約1,019億円（令和2年(2020年)9月30日現在）にも及ぶ状況であり、国から措置いただいた支援策を活用し、官民一体となって迅速な復旧に向けて全力で取り組んでいる。

【主な被害】

- 園芸施設等 133 箇所(1.9 億円)、農舎・畜舎等 94 箇所(5.8 億円)
農業用機械 1,771 件 (34.6 億円)
- 田・畑への土砂流入 11,023 箇所(203.9 億円)、
農道及び水路等の損壊 4,166 箇所(200.2 億円)
- 山地崩壊 788 箇所(332.3 億円)、林道法面崩壊等 3,405 箇所(124.7 億円)
林産施設 35 箇所(11.6 億円)

2 現行制度及び要望内容

項 目	現行制度等	要望内容
農林水産基盤の復旧・復興に必要な予算確保と支援の拡充、円滑な事業実施への配慮	原形復旧	豪雨被害等が頻発している状況を踏まえ、被災箇所の復旧にあたっては、再度災害の防止を図るため、被災状況に応じ原形復旧に留まらず被災箇所とその周辺も含めた改良復旧・再編復旧の推進をお願いしたい。その際、災害復旧事業が活用可能となるよう、制度の充実及び十分な予算確保をお願いしたい。
	—	被災地においては、「球磨川」の治水対策を踏まえた生活基盤の再建等から、経営再開への着手が遅れるなど、復旧に長期間を要することが想定されるため、令和3年度以降の十分な予算確保をお願いしたい。 また、公共については、災害査定期間の延長や、補助率増嵩及び計画変更等事務の簡素化を、非公共（強い農業・担い手づくり総合支援交付金、被災木材加工流通施設等復旧対策）については、円滑な繰越措置や、地方財政措置を含めた次年度以降の事業実施・採択について配慮をお願いしたい。

被災農林漁業者の経営継続 のための支援の充実	—	被災農林漁業者の経営継続のための代替え地による営農のための借地料や小規模な自力復旧、被災施設復旧後の雇用安定のための一時的な雇用受入れ先の負担軽減等への支援拡充をお願いしたい。
---------------------------	---	--

16 教育・文化環境の早期復旧

【総務省、文部科学省、国土交通省】

要望事項

1 児童生徒の心のケアに係る特段の財政措置

児童生徒の心のケア及び保護者等の経済的困窮に伴う環境調整に係る支援体制の整備などについて、補助率の嵩上げを含め、特段の財政措置をお願いしたい。

2 被災した文化財及び地域コミュニティの場である施設等への財政措置

① 損壊した文化財の早期復旧に係る民間所有者の負担を軽減するため、特別な財政措置を講じていただきたい。

② 被災した地域・集落における地域コミュニティの場として長年利用されてきた施設及び用具等の復旧について、特別な財政措置を講じていただきたい。

③ 被災した自治公民館の早期復旧に係る負担を軽減するため、自治公民館を所有する団体、集落又は自治会等に対して、建替及び修繕に要する経費を支援する特別な措置を講じていただきたい。

3 学校施設等の安全安心な復旧に向けた支援

① 危険な地域にある学校施設（球磨村立渡小学校）の復旧に関し、今後の災害から児童生徒の命を守るため、移転改築等による復旧を認めていただきたい。

② 被災した球磨川トレーニングセンター（社会教育施設）は、艇庫とトレーニング室等を有しており、球磨川を利用した高校生等カヌー競技や市民のカヌー遊びの拠点として、地元住民に親しまれた施設である。当該施設の復旧に関し、復旧後の安心・安全の確保のため、移転改築等により当該施設に代るべき必要な施設とするための支援をお願いしたい。

③ 被災した学校では、保護者団体等が購入・整備した施設設備や部活動用具も大きな被害を受けた。保護者団体等のみでは、復旧するための財源を確保することが困難であり、早急に再整備することができない。早急に被災前の環境に戻せるよう、特別な財政支援をお願いしたい。

4 鉄道の被災に伴う県の通学支援への財政支援

鉄道の被災により通学困難となった高校生等の通学手段確保のため、県が実施する通学支援に対する財政支援をお願いしたい。

5 奨学金の返還免除による経済的な支援

国の被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）において、熊本地震と同様に、返還免除を可能としていただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況等

1 児童生徒の心のケアに係る特段の財政措置

豪雨災害に伴い、被災地域では、自宅が被災するなど児童生徒を取り巻く環境が大きく変化し、児童生徒の心のケアが喫緊の課題であることから、8月専決予算で、球磨・芦北・八代地域の学校や教育事務所に配置しているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活動

時間を拡充した。

本事業は、国の補助事業でもあり、国の対策パッケージにも「切れ目のない被災者支援」の項目に「心のケア」が位置づけられていることから、文部科学省とも情報共有し、追加の補助申請について了解を得、現在申請中である。

また、補助率については、通常の補助事業と同じ国庫1/3補助であり、国の「災害時緊急スクールカウンセラー活用事業」に指定されている熊本地震と同じ全額国庫は難しいとの回答を文部科学省から得ている。

しかし、豪雨災害は、国の激甚災害も適用された災害でもあり、今後、中長期的な支援が必要であることから補助率の嵩上げを含め、特段の財政措置をお願いしたい。

2 被災した文化財及び地域コミュニティの場である施設等への財政措置

①・② 豪雨災害に伴い、多くの文化財のほか、神社やお堂をはじめとした地域コミュニティ施設・用具等及び自治公民館が浸水被害等を受けている。その被害額は概算で指定文化財が18.4億円、未指定の歴史的建造物が20.5億円、地域コミュニティ施設が3.2億円、用具等が0.4億円に上る。

文化財の民間所有者及び地域コミュニティ施設等の管理者は、自身の生活再建費用に加え復旧費用を負担することとなり、国・県・市町村による既存の補助を受けてもなお、その負担は非常に大きくなっている。

被災した文化財及び地域コミュニティ施設等を放置すれば、滅失、あるいはその価値が著しく損なわれるおそれがあることから、民間所有者負担を軽減する特段の財政措置をお願いしたい。

(参考) 指定文化財の被害状況

区分	指定等件数	被災件数	被災率 (%)	民間率 (%)	被害額 (億円)
国指定	164	15 (4)	9.1	26.7	10.7
県指定	391	9 (6)	2.8	66.7	0.1
市町村指定	2,397	40 (22)	1.7	55.0	0.7
国登録	172	19 (17)	11.0	89.5	6.9

※ () は行政所有以外の文化財数

(参考) 未指定 (歴史的建造物) 文化財の被害状況

区分	被災件数	被害額 (億円)
未指定 (建造物)	44	20.5

(参考) 地域コミュニティ施設等の被害状況

区分	被災件数	被害額 (億円)
施設	168	3.2
用具等	47	0.4

③ 被災した自治公民館は2市4町で83件。被害額は積算中だが、概算として0.7億円を見込んでいる。復旧には、自治公民館を所有する団体、集落又は自治会等の負担が大きいことから、建替及び修繕に要する経費を支援する特別な措置を講じていただきたい。

(参考) 自治公民館の被害状況

区分	自治公民館数	被災自治公民館数	被害額 (億円)
自治公民館	888	83	0.7

3 学校施設等の安全安心な復旧に向けた支援

- ① 球磨村立渡小学校は、校舎1階天井を超える甚大な浸水被害を受けている。また、地域一帯が大規模な浸水被害を受けたため、安全な高台への住民移転等まちづくりを含めた復興計画を踏まえて学校の復旧計画を検討する必要がある、現時点で復旧の見通しは立っていない。

当地は今後もこのような大規模災害が再発する可能性がある危険な地域であり、児童生徒の命を守るためには、単なる原形復旧ではなく、移転改築や現地でのピロティ設置による嵩上げなどの方法による復旧が必要不可欠である。そのため、公立学校施設災害復旧費負担法第5条の原形復旧として移転改築等による復旧を認めていただきたい。

- ② 球磨川トレーニングセンターは、平屋建ての艇庫の高さ2.5メートルまで床上浸水があり、出入口開閉不可、窓ガラス破損、備品であるカヌー流失・損壊など甚大な被害を受けた。

当該施設は球磨川の河川敷にあり、平屋建てのため、現行制度の補助対象である原形復旧では再び水没する可能性があることから、2階建て若しくは移転改築などによる当該施設に代るべき必要な施設とするための支援をお願いしたい。

- ③ 豪雨災害に伴い被災した芦北高校では、保護者会が購入・整備したバスや空調設備の室外機が浸水により破損した。復旧するためには多額の費用を要する見込みであり、本校保護者会のみでは財源確保が困難であり見通しが立っていない状況である。

また、被災地域の県立高校では、部費等で購入した部活動用具も大きな被害を受けている(例：人吉高校、球磨工業高校カヌー部のカヌー流出、芦北高校新体操部の音響設備の浸水による破損)。被害を受けた用具は、長年に渡り部費を積み立て取りそろえたもの等であり、再整備の見通しが立っていないものが多い。

早急に被災前の環境に戻せるよう、特段の財政措置をお願いしたい。

4 鉄道の被災に伴う県の通学支援への財政支援

県が実施する通学支援については、現行制度では、国からの財政支援がないため、県の財政負担が大きい。

(1) 鉄道不通区間での代替輸送・通学支援の状況

○運休により通学に影響を受ける県立高等学校等生徒数：15校・約1,300名

※不通区間における代替輸送の実施状況

- ・肥薩おれんじ鉄道：上下各8～9本(平日)、大型バス8台運行
令和2年7月20日運行開始(10月末まで)
- ・くま川鉄道：上下各6～7本(平日)、大型バス10台・小型バス3台運行。
令和2年7月20日運行開始(当面の間)
- ・JR肥薩線：八代・人吉地区上下各5本(平日)、ジャンボタクシー2台運行
令和2年9月10日運行開始(当面の間)

(2) 県の通学支援の内容(R2補正予算額：517百万円)

○肥薩おれんじ鉄道及びくま川鉄道が行う代替輸送バスの運行経費に対する助成

(予算額：469百万円)

(内訳 くま川鉄道分：312百万円、肥薩おれんじ鉄道分：157百万円)

○JR肥薩線の代替輸送が実施されない区間において県立・私立学校の保護者会が実施する高速バス利用運賃助成及び通学タクシーの運行経費に対する助成(予算額：47百万円)

○くま川鉄道の代替バスを授業終了後に利用できない定時制高校生徒のための帰宅用タクシー運行(予算額：1百万円)

5 奨学金の返還免除による経済的な支援

現行の国の被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）における奨学金事業は、熊本地震の際とは異なり、原則返還金を免除することができない。

県下全域に被害をもたらした熊本地震に比べ、令和2年7月豪雨は人吉・球磨等の特定の地域に被害が集中しており、全体の被災状況に差はあるものの、熊本地震と同様に、被災により経済的に困窮した世帯への支援は必要である。特に、経済的な困窮を理由に高校生等が修学の機会を断念することがないよう、将来的な負担のない返還免除による支援は重要と考える。

国の被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）において、熊本地震と同様に、返還免除を可能としていただきたい。

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
被災した児童生徒の心のケア及び保護者等の経済的困窮に伴う環境調整に係る支援体制の充実	補助率 原則1/3	熊本地震と同様に、全額国庫若しくは補助率の嵩上げ (災害時緊急SC活用事業:補助率10/10 熊本地震対象)
国登録文化財の災害復旧に係る国庫補助の創設	なし 〔国登録の補助は設計費のみ(70%)〕	国登録文化財の災害復旧に係る補助の創設
被災文化財の災害復旧に係る民間所有者負担に対する国庫補助の創設	なし	被災した指定(国、県、市町村・国登録)文化財及び未指定文化財の民間所有者負担に対する補助の創設
地域コミュニティ施設等の復旧に係る国庫補助の創設	なし	被災した地域コミュニティ施設及び用具等の復旧に対する補助の創設
自治公民館の復旧に係る国庫補助の創設	なし	被災した自治公民館の復旧に対する補助の創設
学校施設(球磨村立渡小学校)の復旧方法の認定	原則原形復旧	移転改築等による復旧の認定
球磨川トレーニングセンターの移転改築等への支援	原則原形復旧	2階建て若しくは移転改築等の復旧への支援
保護者団体等が購入・整備した施設設備や部活動用具の復旧支援	なし	新たな国庫補助制度の創設
県が実施する通学支援に対する財政支援	なし	新たな国庫補助制度等財政支援措置の創設
被災児童生徒の就学支援(奨学金事業)	原則、国に奨学金の返還が必要 (国負担割合2/3分)	熊本地震と同様に、国への返還を免除

17 被災した警察施設等の復旧に向けた財政支援

【警察庁】

要望事項

- 1 駐在所、交番等警察施設の復旧整備に関する財政措置をお願いしたい。
- 2 交通安全施設等の復旧整備に関する財政措置をお願いしたい。
- 3 車両等警察装備品の整備に関する財政措置をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況

(1) 警察施設の被害の状況

駐在所、交番等10施設が浸水被害を受け、うち2駐在所は屋根まで水没、人吉警察署長宿舎は床上1.1メートルまで浸水し、施設の継続使用が不可能となっている。

(2) 交通安全施設等の被害の状況

- ・信号機 水没により23基が滅灯（うち2基が倒壊）
- ・標識 標識柱損壊数 118本

(3) 警察装備品の被害の状況

- ・車両 四輪車7台及び二輪車3台が全損又は一部損傷の被害
- ・警察装備品 防弾楯、防弾ヘルメット等が流失又は使用不能

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度（課題）	要望内容
(1) 被災した施設に対する補助対象施設の拡大及び国庫補助率の嵩上げ	・現行制度では、交番・駐在所・宿舎の整備、解体及び改修工事に要する経費は、補助対象外	・熊本地震と同様、補助対象施設の拡大及び国庫補助率の嵩上げ（1/2→2/3）
(2) 被災した交通安全施設等についての補助対象施設の拡大及び国庫補助率の嵩上げ	・現行制度では、補助対象施設は特定交通安全施設に限定され、国庫補助率は1/2	・特定交通安全施設以外の交通安全施設も被災していることから、補助対象施設の拡大 ・熊本地震と同様、国庫補助率への嵩上げ（1/2→8/10）
(3) 被災した装備品の整備等についての補助金の追加等	・現行制度では、基準となる事項から所要額を算出し、国庫補助率は1/2	・熊本地震と同様、警察活動経費に係る補助金の追加
	—	・被災した警察車両の更新配分

18 観光業等に対する支援

【農林水産省、経済産業省、中小企業庁、観光庁】

要望事項

本県の基幹産業の一つであり、熊本地震後の新型コロナ禍の中で、既に甚大な影響を受けている観光業等が事業継続できるよう、Go To キャンペーンにおいて、被災地域向けの特別枠を設けるとともに、事業終了後に「ふっこう割」等の特別キャンペーンを復旧状況に応じて実施するなど、被災地域に特化した需要喚起策等の財政支援を講じていただきたい。
 (なお、Go To Travel については、パッケージ支援において、「被災地向け施策等を通じ、需要回復・復興を強力に後押しする」と盛り込んでいただいたところ)

【現状・課題等】

1 被害の状況

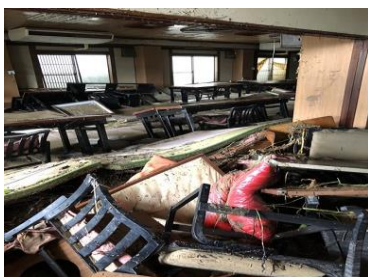
本県観光をけん引してきた県南地域・阿蘇地域では、コロナ禍で多大な影響を受け、何とか雇用も維持してきた中、県の宿泊割引施策や国の Go To Travel キャンペーン等により失われた需要を取り戻そうと関係者の機運が高まっていたところ。

こうした中、令和2年7月豪雨による浸水や施設流出等で街全体に甚大な被害が出たことにより、飲食業者、イベント事業者や商店街など観光に携わる関係事業者が受けた物理的・心理的ダメージは極めて大きく、廃業の瀬戸際にある事業者も多いと認識。

さらに、県南地域では、道路や鉄道の橋梁が多数流出するなど復旧には時間を要することから、観光地として不利なアクセス環境の長期化が懸念。

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度（課題）	要望内容
① Go To Travel事業	・被害の大きかった県南地域の宿泊施設や観光事業者については、復旧に時間を要する	・事業終了後に被災地向け「ふっこう割」等の需要喚起策を復旧状況に応じて実施。
② Go To Eat事業	・被害の大きかった県南地域の飲食業者については、復旧に時間を要する	・被災地域向け特別枠の創設及び事業終了後の復旧状況に応じた需要喚起策の実施。
③ Go To Event事業	・川下りやラフティングなどの体験メニューが対象となるか不明 ・被害の大きかった人吉・球磨地域の魅力の一つである川下りやラフティング事業者の復旧に時間を要する	
④ Go To 商店街事業	・被災地域の商店街については、施設等の復旧段階にあり、現状ではイベント等により集客を図ることは困難	※また、Go To Event においては、川下りやラフティングなどの体験メニューを対象としていただきたい。



被災した人吉市内の宿泊施設



被災した球磨川下りの船



被災した人吉市内の商店街

19 球磨川流域における送電系統整備等による再エネの導入拡大

【経済産業省】

要望事項

令和2年7月豪雨で被災した球磨川流域における復旧・復興にあたり、本県で構想している「くまもと版グリーン・ニューディール」の考え方に基づく再生可能エネルギーの発電施設導入促進を目指しており、そのためには同地域の送電系統に再エネを接続しやすくすることが必要である。

そこで、送電線の使い方を工夫して空き容量を増やす「ノンファーム型接続※」の運用対象の拡大をお願いしたい。

さらに、来年4月に施行される改正電気事業法に基づいて、「広域系統整備計画」などプッシュ型の送電系統の整備に係る仕組みを構築するにあたっては、優先的に球磨川流域における送電網の増強・新設がなされるよう特段の配慮をお願いしたい。

※ノンファーム型接続：送電系統の設備容量を超えた電気が流れそうな場合に、当該再エネ発電所から送電系統への給電が遮断されるのを許容することを条件に送電系統に接続する方法。

【現状・課題等】

1 地域の状況

本県は、令和2年7月豪雨被害からの復旧・復興において、「くまもと版グリーン・ニューディール」として、球磨川流域固有のバイオマス、小水力、風力等の自然資源を活用した再エネ推進に取り組むことを検討している。

また、球磨川流域は、風況が良く、県内でも有数の風力発電のポテンシャルが高い地域であることから（参考資料1）、現在、風力発電施設の整備計画が4件構想されている。中小水力やバイオマス等の発電ポテンシャルも同様に高い。一方、本地域の送電系統はもともと容量が小さく、空き容量ゼロとなっている路線も多い（参考資料2）。

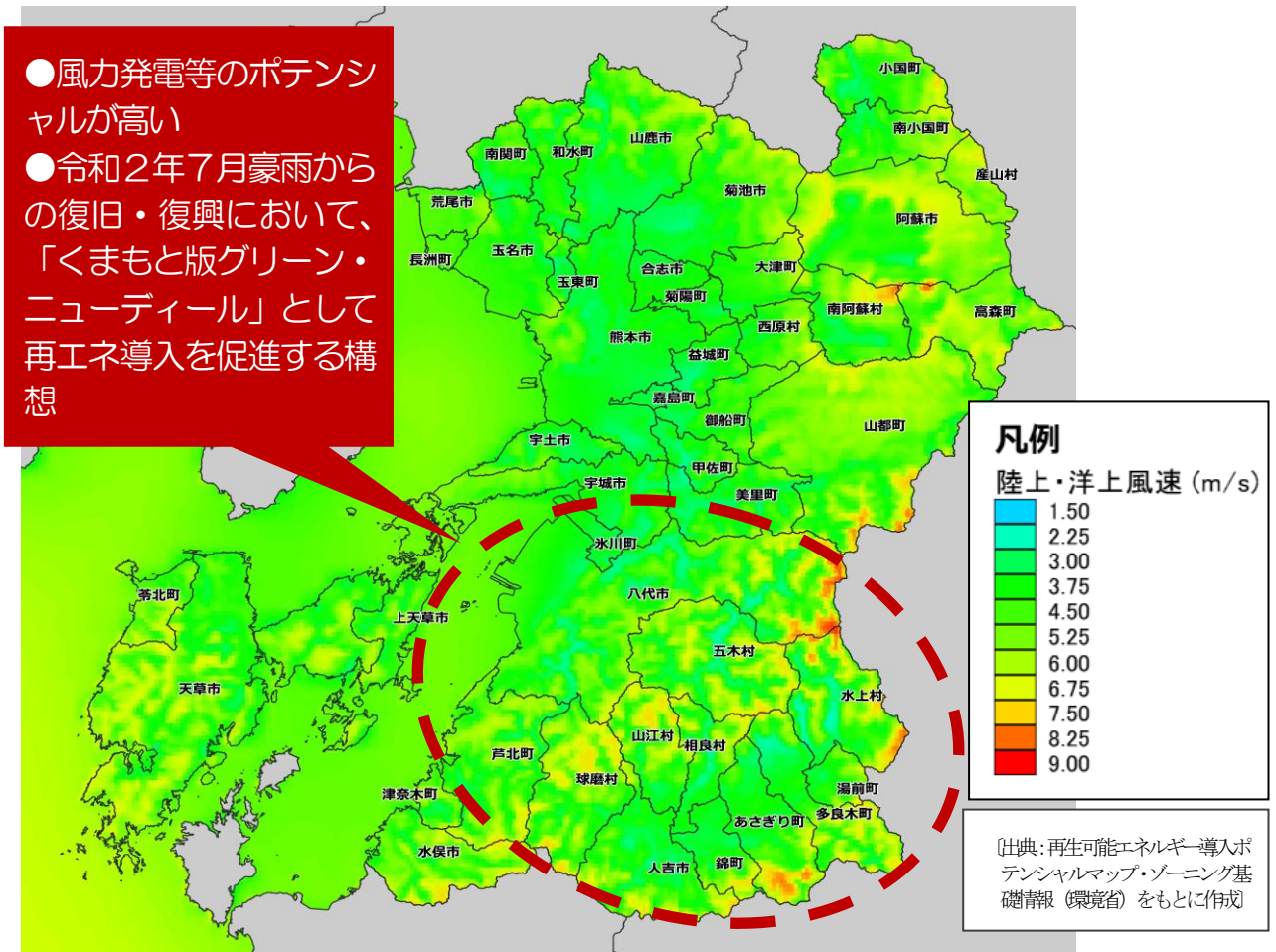
2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
「ノンファーム型接続」の運用対象の拡大	来年度中に、全国の送配電事業者が、国の施策に基づき、送電線の使い方を工夫して空き容量を増やす「ノンファーム型接続」に取り組む予定。対象は、基幹送電線上位2系統（500kV、220kV）。	球磨川流域の送電線は小容量のものが多いため、ノンファーム型接続の対象となる送電線の110kV系統までの拡大をお願いしたい。

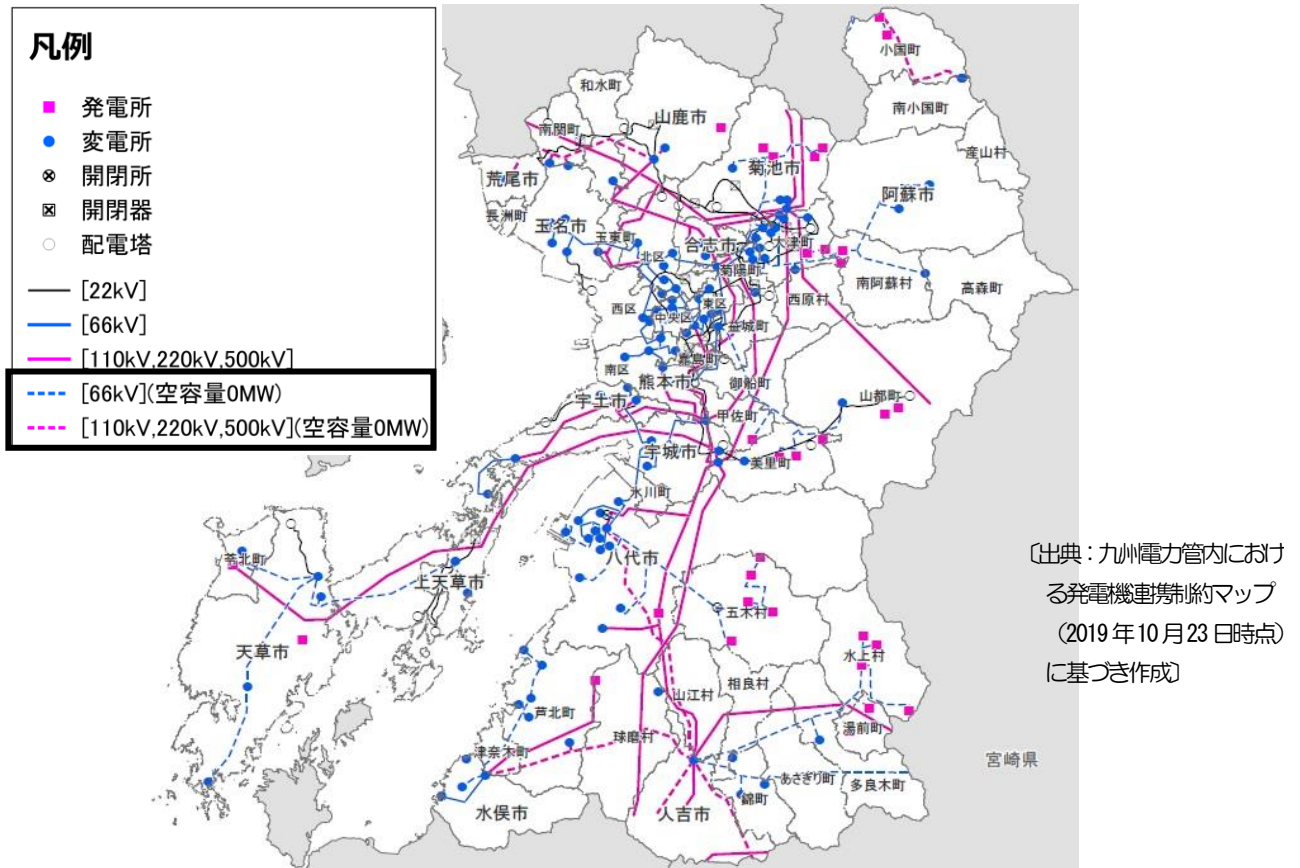
<p>プッシュ型の送電系統新設・増強</p>	<p>来年4月に施行される改正電気事業法の中で、電力広域機関が、送電網の新設・増強について将来の電源ポテンシャルを踏まえたネットワーク整備計画（広域系統整備計画）を策定のうえ、国に届け出、これに基づき、送配電事業者が系統整備を行う仕組みが構築される（参考資料3）。対象は、基幹送電線上位2系統（500kV、220kV）。</p>	<p>左記仕組みを構築するにあたっては、優先的に球磨川流域における送電網の増強・新設がなされるよう特段の配慮をお願いしたい。</p>
------------------------	--	--

※ 併せて、今後の再エネ施設導入にあたっては、地域との調和を図ることが必要であることから、国の再エネ特措法（FIT法）に係る再エネ施設の事業計画認定において、立地自治体からの意見聴取や事業者に対する地域住民への事業説明会の実施及び結果報告が義務付けられるよう、関係法令整備を行っていただきたい。

【参考資料1】 球磨川流域の再エネポテンシャル



【参考資料2】 県内の送電線と空き容量ゼロ路線



【参考資料3】プッシュ型の系統整備地域指定

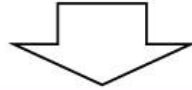
プッシュ型のネットワーク整備

- 電力広域機関が、送電網の新設・増強について将来の電源ポテンシャルを踏まえたプッシュ型のネットワーク整備計画（広域系統整備計画）を策定し、これに基づき、送配電事業者が実際の整備を行う仕組みを整備。

<送電網整備の考え方の転換>

これまで

増強要請に都度対応（プル型）
→結果として高コスト、非効率に



今後

増強要請の前に、ポテンシャルを見据えて
計画的に対応（プッシュ型）

- ① 電力広域機関が広域系統整備計画を策定
- ② 広域系統整備計画を国へ届出
- ③ 広域系統整備計画に基づき、送配電事業者が送電網を整備

〔出典：エネルギー供給顕別化法説明資料/2020年2月25日〕

20 減免による地方税及び使用料・手数料の減収等による歳入不足に対する特別な財政措置

【総務省】

要望事項

今回の災害で被災した県民や事業者に対する減免措置により、地方税及び使用料・手数料の減収等による歳入不足が見込まれる。そのため、減収等による歳入不足に対して特別な財政措置を講じていただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況

全半壊4,500棟程度、床上浸水700棟以上の住宅が浸水し、多数の自動車が水没するなど、甚大な被害が生じている。

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度（課題）	要望内容
減免による地方税及び使用料・手数料の減収等による歳入不足に対する特別な財政措置	被災者の生活再建を早期に図るため、地方税の減免措置等を行っているが、歳入欠かん債の制度があるものの十分ではない。	地方税の減免等により生じた減収について、県及び市町村の財政負担が生じないように、減収分全額を補填する財政措置を講じていただきたい。 歳入欠かん債の交付税措置率の嵩上げ： 47.5%～85.5% → 75%～85.5%（※熊本地震並み）

【減免の例】

- ・災害で滅失・破損した不動産や自動車を代替取得した場合等の県税の減免
- ・災害で滅失・破損した固定資産や軽自動車を代替取得した場合等の市町村税の減免



